

新規開講！！オンラインセミナー人事労務 (Zoom)



『カスハラ対策義務化と育児・介護休業法改正対応編』

2026年10月1日より、すべての企業に対してカスタマーハラスメント(カスハラ)対策が法律で義務化されます。

そこで公益法人協会では本セミナーを初開講し、法人において講ずべき措置・具体的な取り組みを確認していきます。

また育児・介護休業に関する法律は昨今の社会的な関心の高まりや頻繁な法改正もあり、各法人における対応の負担感が増しているところと思われます。本セミナーでは直近の法改正の確認と、産休・育休時の給付金等の手続きの把握により、法人の労務管理が適切に行われ、職員の方も安心して勤務できる環境づくりを進めて頂ければと考えております。

講義終了後には個別質問の時間も設ける予定です。尚、当日VTR撮影を行い、この内容を録画編集したオンデマンドセミナーを9月半ば頃より配信予定です。そちらも準備が整い次第募集開始いたしますので受講申込みをお待ちいたしております。講師は、労務トラブル対応、労務相談に強みを持つ特定社会保険労務士の森山幸一先生です。

この機会に奮ってご受講くださいますようお願い申し上げます。

- ◆ 日時 2026年8月31日(月) 13:00~16:00
- ◆ 講師 特定社会保険労務士 森山 幸一 先生
- ◆ 定員 50名
- ◆ 受講料 会員 11,000円(税込価格)
非会員 16,500円(税込価格)



※Zoomを利用するリアルタイムのオンラインセミナーです。お手持ちのパソコン、タブレット端末等からご受講いただけます。あらかじめZoom対応の端末であることをご確認ください。

※同一法人で複数名の受講を申し込まれる場合、受講料は上記金額×人数分となります。

※今回のテキストは郵送ではなく、こちらからご案内するURLからダウンロードをして頂くことになります。

◇講義内容◇

I. カスタマーハラスメント対策義務化について

1. 2026年10月義務化の背景と法改正のポイント
2. 事業者のリスク
3. カスハラの定義
4. カスハラの事例
5. 事業主に義務付けられる「雇用管理上の措置について」
6. カスハラ対策の着手すべき実務ステップ



II. 育児・介護休業法改正について

1. 直近(令和7年4月改正等)の法改正について
2. 育児・介護休業時の必要な手続きについて
(※特に直近の改正により増えている手続きについて)
- (1) 出生時育児休業給付金(産後パパ育休)
- (2) 出生後休業支援給付金(夫婦で育休取得時の加算)
- (3) 育児時短就業給付金(子が2歳までの短時間勤務への給付金) 等



※内容が一部変更となる場合があります。

受講ご希望の際は協会 HP からまたは裏面お申し込み用紙へご記入の上、FAXをお願いします。ご不明な点等ございましたら、(公財)公益法人協会事務局セミナー担当(TEL: 03-6824-9874)まで遠慮なくお問合せ下さい。

(公財)公益法人協会事務局



03-3945-1267

《セミナー受講申込用紙》

▼お名前、ご連絡先等をご記入ください。

右欄どちらかに○をお願いします		<input type="radio"/> 会員	<input type="radio"/> 非会員
ふりがな			
法人名	(※個人でご受講される場合も 法人名 のご記入をお願いいたします。)		
ご所属・お役職 (※個人の場合は 個人 と明記ください。)	お名前	E-mail (※複数名でお申し込みの際は 各人ごとの アドレス をご記入ください。)	
連絡先 (資料・請求書送付先)	〒 TEL : FAX : ※ご提供いただきました個人情報、本セミナーの実施以外には利用しません。		

- ▼ 事務局にて受付後、請求書とURL(視聴用とテキストダウンロード用)及びログインIDとパスワードをメールにて送信しますので**必ず入金予定日をご返信ください。テキストはURLにログインした上、ダウンロードをお願いいたします。**
- ▼ URL及びログインIDとパスワードをメールでお送りした後はキャンセルをすることが出来ません。
 (受講料は請求書到着後、速やかに指定の口座へお振込みください。受講料はお振込みのみの取り扱いとさせていただきます。万一、受講開始までにお振込みできない場合は必ずご一報ください。)
- ▼ ご本人が受講できない場合は、代理受講が可能です。(その場合は必ず事前にご連絡ください。)
- ▼ **おひとり様・一端末でのご受講**をお願い申し上げます。ご受講いただける方はお申込みいただいた方のみでございます。(ログインID・パスワード等の共有はご遠慮ください。)